

令和7年度 福祉系高校修学資金貸付事業募集要項

この事業は、介護人材育成、確保及び定着を支援するため、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し無利子で修学資金の貸付を行うものです。

福祉系高校を卒業後、三重県内の施設等において介護等の業務に3年以上従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

1 貸付対象者

福祉系高校に在学している方で介護福祉士の資格の取得を目指し、卒業後、三重県内において介護職員等の仕事に就く予定の方

2 貸付内容と額

- (1) 修学資金 30,000 円以内（初年度のみ）
※介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学にあつたての必要な準備経費（授業料、入学金は対象外）
- (2) 介護実習費 30,000 円以内（1 年度当たり）
※介護実習の際に必要な交通費、保険料、教材費等に必要な経費
- (3) 国家試験受験対策費用 40,000 円以内（1 年度当たり）
※民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費
- (4) 就職準備金 200,000 円以内（卒業時の貸付に限る）
※福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

3 貸付利子 無利子 ※ただし、返還期限を過ぎると年3%の延滞利子が加算されます。

4 貸付期間 福祉系高校に在学する期間

5 貸付の返還免除

- (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、三重県内の介護保険法で規定する介護サービスを提供する施設等において、介護職員等として3年間（在職期間が1,095日以上、従事日数が540日以上）引き続き従事した場合、貸付金の返還が免除となります。
- (2) 福祉系高校を卒業後、大学や専門学校等に進学した場合、進学先の大学等を卒業後3年間引き続き業務に従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

6 貸付の返還

福祉系高校を退学したときや、返還免除の要件を達成できない場合は返還となります。

福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行

福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の資格登録を行ったが、三重県内で介護職員等の業務に従事せず、介護職員等の業務以外の業務（※）に従事した場合、福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けに移行します。

※介護福祉士又は社会福祉士を受験する際に実務経験と認定される「施設・事業所」「職種」から介護等の業務の範囲を除いた業務

6 申請方法

次の書類を在学する福祉系高校を通じて、三重県社会福祉協議会まで提出してください。

- (1) 福祉系高校修学資金貸付申請書（第１号様式）
- (2) 個人情報の取扱いに関する同意書（第３号様式）
- (3) 連帯保証人の課税及び収入を証明できる書類
※直近の「所得・課税証明書」「源泉徴収票の写し」「確定申告書の写し」など
- (4) 推薦書（第２号様式）
※在学する福祉系高校の長から推薦が必要です。

●留意事項

- ・ 申請者が未成年の場合は、法定代理人（親権者）が連帯保証人となります。
連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合、全ての返還義務を負担していただきます。
- ・ 他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用している場合、また使途（入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策に係る費用、就職準備に必要な費用）が重複する公的な貸付を利用している場合は併用できません。

7 申請受付期間

- １次募集（２年生、３年生対象） 令和７年４月１８日（金）～令和７年６月２０日（金）まで
２次募集（１年生対象） 令和７年７月１８日（金）～令和７年９月１９日（金）まで

8 貸付決定

貸付けの可否については、福祉系高校を通じて通知します。

※審査の結果、不承認となる場合があります。また、予算の範囲内で決定します。

9 問合せ先

〒514-8552 津市桜橋2丁目131番地 三重県社会福祉会館内
社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター
福祉系高校修学資金貸付事業 担当 TEL/059-226-1118 FAX/059-227-8155